

(整理番号 523)

**大阪地方最低賃金審議会**  
令和5年度第1回大阪府塗料製造業最低賃金専門部会  
議事要旨

- 1 日 時 令和5年8月25日(金)  
午前10時00分から同11時06分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B
- 3 出席者  
公益を代表する委員 3名  
労働者を代表する委員 2名  
使用者を代表する委員 2名
- 4 議 事  
(1) 部会長及び部会長代理の選出について  
(2) 審議の進め方について  
(3) 審議資料について  
(4) 大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 5 議事要旨  
(1) 部会長に表田委員、部会長代理に村上委員が選出された。  
(2) 最低賃金の今後の審議に関し、改正決定の必要性の有無、改正決定の必要性有りとなった場合に金額審議へ進むことの確認が行われた。  
(3) 事務局から審議資料について説明が行われた。  
(4) 改正決定の必要性の有無について、以下の通り労使委員から主張があり、継続審議となった。  
労側委員からは、特定最低賃金の水準は、今後、少子高齢化や労働力人口の減少・離職の増加により人手不足が本格化し、競争激化が予想される労働市場における、当該産業の社会的地位を表すものであり、産業の存続・発展にとって極めて重要な要素となることを銘記する必要がある等の理由から

必要性有りとの主張があった。

使側委員からは、大阪の経済は需要面では持ち直しの傾向が見受けられるが、供給面では生産動向が一進一退で推移している状況であり、また、昨年度はナフサ価格の超高騰化による厳しい経営環境の中、大阪府最低賃金と同額の賃上げ（31円）を実行した等の理由から必要性無しとの主張があった。

(5) 次回は、本日の議論を踏まえ、引き続き審議を進める旨労使双方に確認され、審議は終了した。